

平成22年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費 子育て支援総室（内線：7868）→事業実施：子育て支援総室〔子育て応援室〕

2 目 児童措置費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童手当支給事業	1,255,641	1,168,187	87,454				1,255,641	
トータルコスト	1,256,448千円（前年度1,173,158千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	負担金関係事務（国庫法定受託事務、県負担金）、市町村指導監督業務							
工程表/政策目標	地域で子育てを応援する機運の醸成を図るとともに、子育て家庭への総合的な支援施策を展開する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

児童を養育している家庭の生活の安定に寄与するとともに次世代を担う児童の健全育成及び資質の向上を図る。

2 主な事業内容

- (1) 従前の児童手当（平成22年2月～3月分）として支給。（192,772千円）
小学校終了前までの児童を養育する保護者等に市町村が支給する児童手当の県負担金。
- (2) 子ども手当（月13,000円：平成22年4月～平成23年1月分）の一部として支給。（1,062,869千円）
子ども手当では、所得制限を設けないことから、これまでの児童手当で県負担のなかった特例給付の者及び所得制限超の者についても、県費で対応。
※負担増に係る部分は、別途、国から地方特例交付金が措置される。

対象児童	手当月額		予算額（千円）	備考（負担率等）
3 歳 未 満	第1子・第2子	10,000円	236,149 ※(うち負担増 13,516)	○被用者（サラリーマン等） 事業主7/10、国1/10、県1/10、市町村1/10 ○非被用者（自営業者等） 国1/3、県1/3、市町村1/3
	第3子以降	10,000円		
3歳以上小 学校修了前	第1子・第2子	5,000円	1,019,188 ※(うち負担増 77,486)	○被用者・非被用者 国1/3、県1/3、市町村1/3
	第3子以降	10,000円		
前 年 度 精 算 額			304	
合 計			1,255,641	

<子ども手当のポイント（厚生労働省資料から）>

- 中学校修了までの児童一人につき月額13千円を支給。
- 平成22年度は子ども手当の一部として児童手当を支給する仕組み。児童手当分は児童手当法に基づき、国、地方、事業主が費用を負担。それ以外の部分は全額を国庫が負担。
- 所得制限は設けない。
- 特例給付（国（事業主）10/10負担）や所得制限超（児童手当対象外）に係る者については、児童手当（又は小学校修了前特例給付）の費用負担割合を適用。
- これに伴う地方負担の増については、新たに地方特例交付金が措置される予定。